

情報

富士・東部地域の新たな 小児救急医療体制が 10月30日(木)から スタートします

富士・東部地域へ観光等で滞在した時や家等で、休日・夜間にお子さんが急な発熱や具合が悪くなったとき、小児科医の診療を受けられる新しい体制がスタートします。

軽症患者は、富士吉田市内に設置する「小児初期救急医療センター」で診療を行い、入院が必要な重症患者は、富士・東部地域の3つの病院（富士吉田市立病院、山梨赤十字病院、都留市立病院）が交替で対応します。

◇留意事項

・予約の必要はありませんが、あらかじめセンターの状況などを電話でご確認ください。

・センターでは小児科医による診察が受けられますが、必ずしも小児科医でなくてもよい場合は、地域の救急当番医に受診することもできます。その場合は、山梨県救急医療情報センター（TEL 0555-2224-14199）に問合せください。

・頭部打撲、やけど、骨折等の外科的疾患については対応できません。また、異物の飲み込みについても対応

できない場合がありますので、あらかじめ電話でご確認ください。

・この体制は、従来の小児救急医療体制に替わるものであり、今後、左記の時間内の軽症患者につきましては、全てこの新しいセンターで診療を行う（富士吉田市立病院、山梨赤十字病院、都留市立病院では行わない）こととなりますので、ご注意ください。

◇問合せ先

県医務課

TEL 0555-223-1480

FAX 0555-223-1486

◇富士北麓総合医療センター 2階

（富士吉田市緑ヶ丘2丁目7-21） TEL 0555-24-9977

◇受付時間及び診察時間

	受付時間	診察時間
平日	午後7時30分～午後11時30分	午後8時～午後12時
土曜日	午後2時30分～午後11時30分	午後3時～午後12時
休日（日曜、祝日、 年末年始12/29～1/3）	午後8時30分～午後11時30分	午前9時～午後12時

※センターの受付時間終了後の診察は、甲府市内の小児初期救急医療センター（TEL：055-226-3399）で対応します。

肝炎インターフェロン治療助 成制度がスタートしました

B型肝炎、C型肝炎のインターフェロン治療に対する助成が受けられます。現在治療中の方、これから治療を始める方は最寄りの保健所又は健康増進課まで問合せ下さい。

◇対象者 山梨県在住の方（山梨県内に住民票又は外国人登録のある方）

B型慢性活動性肝炎、C型慢性肝炎及び代償性肝硬変の認定基準を満たし、保険適用となっているインターフェロン製剤による治療を受けられる方

◇助成の内容 各種保険診療の請求額から世帯の市町村民税額に応じた自己負担額（1万、3万、5万）を除いた額を国と県が助成します。

◇手続きに必要な書類等

- ・受給者証申請書
- ・診断書
- ・住民票（申請者の属する世帯全員が記載されているもの）
- ・市町村民税証明書（申請者及び住民票に記載されている世帯全員）
- ・保険証の写し

◇申請窓口

保健福祉事務所（峡北支所を含む）
地域保健課
◇問合せ先
峡南保健福祉事務所
☎0556-22-8158
県健康増進課
☎0555-223-1494

肝炎ウイルス検査が最寄りの 医療機関で無料で受けられます

B型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルス検査が最寄りの医療機関（県の指定医療機関）で、無料で受けられる緊急肝炎ウイルス検査事業がスタートしました。

◇期間 4月1日～平成21年3月31日（今年度限り）

◇受診方法 最寄りの保健福祉事務所（保健所）に受診券を申請し、県が指定した医療機関（県内約230カ所）で検査を受けます。

◇対象者 肝炎ウイルス検査を受診したことのない者

今年度、職場や市町村で肝炎ウイルス検査を受ける機会のない者

◇問合せ先

峡南保健福祉事務所
☎0556-22-8158
県健康増進課感染症担当
☎0555-223-1494

10月は土地月間です

土地の適正利用は、私たちの暮らしや企業活動にとって欠くことのできないものです。

そこで、期間中、「笑顔つながり街づくり 未来へつながる 土地活用」を標語とし、土地に関する施策について理解を深めていただけるよう、さまざまな啓発活動を行います。

この機会に、皆さんも土地の有効活用について考えてみましょう。

◇問合せ

県民生活課
TEL 0555-223-1350
FAX 0555-223-1354

あなたも作詞をしてみませんか!

— 町歌の歌詞を募集します —

南部町町歌制定検討委員会では、制定方法について協議する中で“歌詞は南部町をよく知る人が作って欲しい”という思いから、皆さんから募集することといたしました。

収穫の秋、お忙しい時期ではありますが、秋の夜長の一時をひとり静かに、またご家族みなで南部町の歴史・文化・自然…考えてみてください。たくさんのご応募お待ちしております。



応募資格

- ・南部町在住・在職・出身の方 また、南部町に縁・ゆかりのある方
- ・前記に該当する家族・団体（代表者の住所・氏名を明記）での応募もお受けします。

応募規定

- ・歌詞のみの募集で、1番から3番までとします。
- ・自作・未発表で、他の著作権等の侵害とならないものに限りです。
- ・ひとり2作品までとします。

著作権等

- ・応募作品は、返却しません。
- ・採用作品に関する一切の権利は南部町に帰属するものとし、使用にあたっては、必要に応じて補作等を加える場合があります。

応募期限

平成20年12月31日(※)
(持参は当日午後5時まで、郵送は当日消印有効)

応募方法

- ・応募用紙（各戸へ配付されたものの他、役場本庁舎・分庁舎・万沢支所他にも置いてあります）に歌詞を記載し、住所、氏名、年齢、性別、職業・学校名等、電話番号、応募作品の意図、また町外住所の方は南部町との関わりなどを明記して、役場企画課へご持参又は郵送してください。
- ・応募用紙が手に入らない場合、また点字での応募等は、任意の用紙に前記内容で記載してください。
- ・応募用紙は町のホームページからダウンロードできます。メールでの送信も受け付けます。

入賞賞品

最優秀賞	1人(団体)	賞金	20万円
優秀賞	若干名	賞金	2万円

応募・問合せ先

役場 企画課
〒409-2192 南部町福土28505番地2
電話 66-3402 (直通)
URL <http://www.town.nanbu.yamanashi.jp/>
※メール送信については、ホームページに案内があります